

	質問	回答
Q1	住宅リフォーム補助金があると聞いたが、本補助金はそれに当たるものですか。	令和５年度まで建築住宅課で実施していた蒲郡市住環境整備促進事業費補助金（住宅リフォーム補助金）は既に終了しています。令和７年度の実施はありません。
Q2	外壁塗装を行う予定である。本補助金の対象になるか。	外壁塗装工事は本補助金の対象外です。
Q3	浴室をリフォーム予定。本補助金の対象となるか。	「高断熱浴槽」は設備の効率化に係る工事に該当しますが、単独工事では本補助金の対象とはなりません。「複数の開口部の改修」工事を含む場合は、補助対象となる場合があります。
Q4	ホームページのＱ＆Ａで「高効率給湯機の交換工事は補助金の対象外」という回答がありますが、新規のみ対象ということでしょうか？	「高効率給湯機の交換工事」のみの場合は、本補助金の対象外ですという解釈になります。高効率給湯機・高断熱浴槽等の工事は「設備の効率化に係る工事」に区分されます。本補助金は「設備の効率化に係る工事」のみでは、対象とならないため、「複数の開口部の改修」工事を含む必要が生じます。
Q5	他の補助金と併用できますか。	「蒲郡市民間住宅耐震改修補助金」「蒲郡市空家利活用補助金」「三世同居・近居住宅支援補助金」などの補助制度とは併用可能です。 「子育てグリーン住宅支援事業」「先進的窓リノベ２０２５事業」等の省エネキャンペーン２０２５などの省エネ関係の補助金については、原則同一工事についての併用は不可です。
Q6	工事業者は市内業者に限定されるのか。	限定はありません。
Q7	本補助金の予算件数は何件ですか。	令和７年度は省エネ基準で５件、ＺＥＨ水準で２５件の申請を想定しています。そのうち一部については、耐震改修工事を併用して実施する方向への申請枠とします。
Q8	本補助金の予算残額等を市ホームページに掲載することはできるか。	申請受付から補助決定まである程度の時間を必要とするため、公開することにより混乱を招きトラブルになる可能性があるため、ホームページ掲載は行いません。申請前にお電話でお問い合わせ下さい。
Q9	本補助金の申請は抽選制ですか。	先着順になります。
Q10	交付申請から交付決定までどのくらい時間がかかりますか。	１～２週間を目途に交付決定通知を行えるようにしていますが、書類に不備があると時間を頂くことになりますので、申請前に事前相談をご検討ください。
Q11	事前相談は任意となっていますが、相談することのメリットは。	事前相談では、補助金対象工事がどうかの判断・工事内容の事前確認・補助金交付予定額の計算等を可能な限りお伝えしています。事前相談は任意ではありますが、疑問点・相談点がありましたら事前相談を活用してください。
Q12	部分改修の要件に「複数の開口部の改修」が必須となっているが、「複数」の考え方はどのようにすればいいか。	任意の２か所以上の開口部改修工事と考えてください。そのため１部屋で２か所以上の開口部の改修工事でも、複数の部屋で２か所以上の開口部の改修でも構いません。ただし、省エネ効果の向上のために適切な位置の改修を行っていただくよう努めていただくことが望ましいと考えています。
Q13	工事着手後に、本補助金の存在を知りました。交付申請はできますか。	交付申請はできません。工事着手前（契約前）に交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。
Q14	既に省エネ基準を満たす住宅の窓の交換を行いたい。本補助金の対象となるか。	窓の交換後、改修部分がＺＥＨ水準を満たすことになれば、本補助金の対象となります。
Q15	「全体改修」と「部分改修」で補助金の上限額が異なるのか。	「省エネ基準」を満たす改修工事を行ったか「ＺＥＨ水準」を満たす改修工事を行ったかで、補助金の上限額が異なります。そのため「全体改修」か「部分改修」かで補助額の上限が異なることはありません。
Q16	昭和５４年建築の住宅を省エネ改修したい。補助金の申請ができるのか。	昭和５６年５月３１日以前の住宅については、耐震診断結果報告書や耐震改修実施済みの証明を提出していただく耐震性があることの証明をしていただく必要があります。耐震性があることが証明できない場合、耐震改修工事を並行して実施していただく必要があります。
Q16	昭和５６年５月３１日以前に建築の住宅で、平成２０年ごろに耐震改修工事を実施した記憶があるが、証明する書類がない。どうすればいいか。	蒲郡市の「耐震改修補助金」等の申請を行って耐震改修を行った場合は、過去の情報を建築住宅課で確認いたします。申請前に、建築住宅課へお問い合わせください。
Q17	住宅所有者の確認について、市から送付される通知（課税資産明細書）でもいいか。	申請時の他の書類を含めて、所有者であることが客観的に判断できるようであれば、添付書類として認めることができますが、事前に提出予定の書類を揃えて、建築住宅課にご相談ください。
Q18	部分改修で、複数の開口部の改修工事に加えて、屋根や外壁を「カバー工法」で工事する予定。使用する建材に断熱材が使われているが、本補助金の対象工事となるのか。	断熱材が「子育てエコホーム支援事業」「子育てグリーン住宅支援事業」等に登録されている建材であれば、対象工事と判断できます。登録されていない場合は、建材のカタログ等で「省エネ基準」又は「ＺＥＨ水準」を満たしている確認ができれば、対象工事と判断します。カタログ等でも確認できない場合は、工事を行うことで「省エネ基準」又は「ＺＥＨ水準」の仕様基準を満たすことを施工業者または建材メーカーが証明した場合は、対象工事と判断することが可能と考えています。
Q19	ＺＥＨ水準を満たす部分改修を実施予定。複数の開口部改修の他にエコキュートの交換も併せて実施の予定だが、高断熱浴槽・節湯水栓の工事は数年前に実施済みである。原則３点セットでの交換が必須とのことだが、エコキュートの工事は補助事業費の対象外工事になってしまうのか。	高効率給湯器（エコキュート他）の工事について、ＺＥＨ水準を満たすためには「高断熱浴槽」「節湯水栓」と併せて工事を行う必要が生じますが、既に交換工事等を実施済みの場合、当時の工事記録や使用建材の情報等を確認できる場合は既設と判断して、補助事業費の工事とみなすことがあります。事前に建築住宅課へご相談ください。

Q20	国が行っている補助制度について知りたい	国では、住宅省エネキャンペーン2025として「子育てグリーン住宅支援事業」「先進的窓リノベ2025事業」「給湯省エネ2025事業」等の補助制度を行っております。申請については市を經由して行いませんので、工事を依頼する事業者等にお問い合わせください。
-----	---------------------	--